

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

75

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲

提案団体

名古屋市、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市

制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の都道府県知事の権限を、希望する指定都市市長に移譲できるようにすること。

具体的な支障事例

都市部においては感染拡大のスピードが早いため、特に機動的かつ柔軟な対応が求められるところであるが、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設に対する閉館等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6において民間の事業者への休業要請等は都道府県知事の権限とされているため、市有施設等については市で対応可能だが、民間の類似業種・施設等に対しては、市から要請できず、市有施設と一律に感染拡大防止のための対応を求めることができない。実際に、当市においては、福祉施設やスポーツジムでクラスターが発生した際に、従事者・利用者ともに他施設と掛け持ちの可能性があるため、感染拡大防止の観点から、他の市有の福祉施設やスポーツ施設を休業したが、民間の施設に対しては、同様の対応を求めることができず、十分な感染拡大対策を講じる上での支障となつた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口が集中する指定都市において感染拡大が懸念される業種・施設の感染を迅速に抑え込み、より効果的な感染拡大対策を講じることができる。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条、第31条の6、第45条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、沖縄県

○当市では、第6波の感染拡大期において、まん延防止等重点措置の適用を国に要請すべきと考えていたが、県の見解は異なり、結局要請はなされなかった。

また、まん延防止等重点措置の適用時にも、飲食店に対する時短要請の対象区域について、県との調整に時間を要したことがあった。

各府省からの第1次回答

新型インフルエンザ等は、全国的かつ急速にまん延するおそれがある感染症であるが、こうした感染症に的確かつ迅速に感染防止対策を講じるには、広域的な対応が必要である。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき(第18条第2項)、具体的な措置については、広域自治体である都道府県が一元的に実施するという役割分担の下で対策を実施していく仕組みとしており、休業要請等の権限も都道府県知事のみが有することとしている。

国としても、引き続き、都道府県が地域の実情に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止重点措置を講じができるよう、都道府県と連携し対応してまいりたい。

また、指定都市が都道府県と密な連携をとれるように、引き続き都道府県への指導もしっかりとしてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

固有の保健所、衛生研究所、救急隊や公立病院等充実した医療資源など、感染症対策に大きなポテンシャルを持つ指定都市の権限強化等による機動的かつ柔軟な対応こそが、全国的な感染拡大の迅速な抑え込みと感染者の早期回復に寄与し、社会・経済活動のいち早い再生に資するものと考えている。

現在、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、広域的な対応が必要として、國の方針に基づき、具体的な措置を広域自治体である都道府県が一元的に担うことになっているが、特に大都市部においては感染拡大のスピードが速く、感染者数自体も膨大に上りかつ幅広い年齢層にわたることから、地方以上のより一層の機動的かつ柔軟な対応が求められるところである。

特に、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設が集中する指定都市においては、現行法制下では、市有施設等は所有者たる市の判断と責任で休業が可能であるが、民間の類似業種・施設等における休業要請の権限は都道府県知事に留められていることから、当市から一律の対応を求めるることはできず、迅速かつ十分な感染拡大対策を講じるにあたっての大きな支障となっており、感染拡大を十分に抑止できていない。

市域内に民間事業者と類似する市有施設を多数有する指定都市においては、市独自の権限に基づく判断と責任のもと、市有施設と同様に機動的かつ柔軟に休業要請等を行うことができれば、感染流行の早期の収束と社会・経済活動のいち早い再生が可能となるため、希望する指定都市市長に休業要請等の都道府県知事の権限を移譲可能とする法整備が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

感染防止対策を行う上で、広域的な対応が必要な場面において、調整役として広域自治体である都道府県に入つて頂くことが必要な場面はあると思われる。ただし、それはあくまで『調整役』としてであり、当市のように都県境に位置する政令指定都市においては地域の実情に即した、より迅速で効果的な感染防止対策を行うためには、権限等を指定都市市長に委譲して頂き、指定都市が主体となって対策を講じることが必要であると考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲については関係する都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

新型インフルエンザ等は、全国的かつ急速にまん延するおそれがある感染症であるが、こうした感染症に的確かつ迅速に感染防止対策を講じるには、広域的な対応が必要である。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき(第18条第2項)、具体的な措置については、広域自治体である都道府県が原則一元的に実施するという役割分担の下で対策を実施していく仕組みとしている。

国としても、引き続き、都道府県が地域の実情に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止重点措置を講じができるよう、都道府県と連携し対応してまいりたい。

また、指定都市が都道府県と密な連携をとれるように、引き続き都道府県への指導もしっかりとしてまいりたい。

令和4年地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

76

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲

提案団体

名古屋市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、岡山市、熊本市

制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省

求める措置の具体的内容

新型コロナウイルス感染症の対応に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)における都道府県知事の権限等のうち、軽症者宿泊療養施設の確保に係る権限(感染症法第44条の3)、臨時の医療施設での医療提供に係る権限(特措法第31条の2)を希望する指定都市市長へ権限移譲することを求める。

具体的な支障事例

感染症法により宿泊療養施設は県において確保することとなっているため、当市は県に対し早期の設置を求めていたが、感染状況に応じた迅速な設置がなされなかった。
第5波において、県に対し特措法に基づく酸素ステーションの早期の設置を求めていたが、感染のピークを1か月近く過ぎてからの設置となり、また、酸素ステーションへの重症患者の緊急搬送について消防救急隊との調整もできていなかったことから、十分に利用されなかった。
県の設置する宿泊療養施設を臨時の医療施設とすることについて、県の理解が得られず、当該施設では往診による対応を取らざるを得なかつたため、対象が入院患者に限定されている治療薬の投与等、患者の症状に合った必要な診療を行えなかつた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

感染拡大のスピードが速い都市部での感染者急増に備え、宿泊療養施設の早期設置が可能となる。
市域内に多数のホテル等を有する指定都市が宿泊療養施設の設置を担うことにより、県・指定都市が役割分担しながら機動的な軽症者対応が可能となる。
指定都市による臨時の医療施設の提供を可能とすることで、酸素ステーションについて臨時の医療施設として、より早期の設置が可能となる上、消防救急隊との調整等、他の必要な措置も含め指定都市が一貫して対応することができ、県の負担軽減にもつながる。
状況に応じ、指定都市自らの判断で宿泊療養施設や酸素ステーションを臨時の医療施設とすれば、入院を要する投薬治療等の実施が可能となり、患者の搬送先を確保することができる。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、第31条の2、第31条の6、第45条、第54条、第55条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、浜松市

一

各府省からの第1次回答

新型コロナウイルス感染症対策においては、都道府県のほか、保健所設置市区において、行政検査、入院勧告や自宅療養者の健康観察等を行っていただく中で、国と自治体が連携して対応してきた。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療提供体制の確保等については、広域的な観点が不可欠であり、都道府県が大きな役割を担っている。

宿泊施設については、新型コロナウイルス感染症の患者の病状や、県内全域の感染者数、医療提供体制の確保の状況等を踏まえつつ、広域的に調整することにより、過不足なく効率的に確保できると考えられることから感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第7項において、都道府県知事が必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととしている。

一方で、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて(その10)」(令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)でお示ししているとおり、本規定によって指定都市を含む保健所設置市区において自ら施設を確保しようとするることは一義的に妨げられるものではなく、都道府県と保健所設置市区の合意の上で、保健所設置市区が宿泊施設の確保を行うことは可能である。

保健所設置市区においては、必要に応じて都道府県との間で調整・連携して対応いただきたいと考えている。

臨時の医療施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の2第1項の規定において、新型インフルエンザ等緊急事態において、多くの感染者及び死亡者が発生することが想定されることから、こうした事態に的確に対応すべく、比較的広域的な性格を有する都道府県知事に対し、臨時の医療施設において医療を提供する責務を有することを示すものである。

一方で、都道府県が臨時の医療施設を開設し、同条第2項の規定に基づき当該施設の運営を市区町村に委託することは可能であり、実際に都道府県が設置した臨時の医療施設について市区町村が運営しているケースもある。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の対応においても、令和2年5月に神奈川県で臨時の医療施設を開設以降、ピーク時には33都道府県で82施設(6,270人分定員)が確保されたと承知している。(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(軽症者宿泊療養施設について)

感染拡大の始まりとそのスピードが速い大都市においては、入院治療の必要がない軽症者等をできる限り早期に大規模かつ確実に隔離することが必要である。

現行法制においては、宿泊療養施設の確保は都道府県の義務とされていることから、設置にかかる国の財源措置が都道府県のみになされており、保健所設置市たる指定都市が宿泊療養施設を確保するためには、「都道府県と保健所設置市区の合意」がなければ設置が事実上不可能であり、指定都市が迅速な設置を行う上で支障となっている。

大都市では感染拡大のスピードが速く、宿泊療養施設の設置には地域との調整も必要であることから、市域内に多数のホテル等を有し、かつ地域住民と深い関係を有する基礎的自治体である指定都市が、権限に基づく独自の判断と責任のもとで迅速に設置することができれば、広域的な感染拡大抑止と医療提供体制の維持が可能となる。

(臨時の医療施設について)

大量の感染者に医療を提供すべき大都市においては、感染者の搬送先を確実に確保し、迅速な治療を開始することが必要である。

現行法制においては、臨時の医療施設の開設は都道府県のみの権限とされており、市区町村は運営のみ受託が可能とされていることから、都道府県に開設を要請し、調整する必要が生じるため、市区町村が自ら開設することは不可能であり、地域の感染状況に応じた迅速な感染防止対策を行う上で支障となっている。

軽症者宿泊療養施設や酸素ステーションが設置される指定都市が、権限に基づく独自の判断と責任のもと、臨時の医療施設を迅速に開設・運営することができれば、重症化の抑制と早期の回復による医療提供体制の維持が可能となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲については関係する都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

(軽症者宿泊療養施設について)

新型コロナウイルス感染症対策においては、都道府県のほか、保健所設置市区において、行政検査、入院勧告や自宅療養者の健康観察等を行っていただく中で、国と自治体が連携して対応してきた。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療提供体制の確保等については、広域的な観点が不可欠であり、都道府県が大きな役割を担っている。

宿泊施設については、新型コロナウイルス感染症の患者の病状や、県内全域の感染者数、医療提供体制の確保の状況等を踏まえつつ、広域的に調整することにより過不足なく効率的に確保できると考えられることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第7項において、都道府県知事が必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととしており、特定地域での感染拡大が生じた場合には、都道府県と保健所設置市区が連携の上、他地域の宿泊施設の活用も含めて対応を検討することが適当であると考えている。

ただし、本規定によって指定都市を含む保健所設置市区において自ら宿泊施設を確保しようとすることは一義的に妨げられるものではない。

なお、宿泊療養に関しては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における新型コロナウイルス感染症対策事業に基づき実施していることから、宿泊施設の運営に当たって必要な経費は、都道府県が負担する、又は保健所設置市区が都道府県からの間接補助金を充てることになる。(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療提供体制の確保等において都道府県が大きな役割を担っていることから、都道府県に交付することとしている。)

上記の観点から、保健所設置市区において宿泊施設を確保しようとする場合は、都道府県と保健所設置市区の間で、適宜連携・調整していただきたい。

(臨時の医療施設について)

臨時の医療施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の2第1項の規定において、新型インフルエンザ等緊急事態において、多くの感染者及び死亡者が発生することが想定されることから、こうした事態に的確に対応すべく、比較的広域的な性格を有する都道府県知事に対し、臨時の医療施設において医療を提供する責務を有することを示すものである。

一方で、繰り返しになるが、都道府県が設置した臨時の医療施設を市区町村が運営することや、市区町村が運営する宿泊療養施設・入院待機施設を、都道府県が臨時の医療施設として開設し、当該施設の運営を市区町村に委託することも制度上は可能であるため、臨時の医療施設の設置・運営等にあたっては、都道府県と市区町村の間で、適宜連携・調整をしていただきたい。

なお、宿泊療養における適切な健康管理の体制の一例として、「健康管理を強化した宿泊療養施設」を事務連絡において示しており、このような宿泊療養施設を活用することで、現下の状況に迅速に対応することが可能であることを引き続き周知してまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的な内容

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県

○組織改編に伴い変更を必要とする事例が生じているが、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう求める。

各府省からの第1次回答

ご指摘のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項に基づき、都道府県が新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画(以下「同計画」)を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされている。

ただし、その方法や手続き等については具体的に規定していない。したがって、都道府県行動計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見の聴き方を柔軟に変更することは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県が行動計画を改定する際の、あらかじめの学識経験者への意見聴取方法は具体的に規定されていないものの、意見聴取そのものを省略することは認められていないと解する。
今回の提案では、計画内の用語のみの変更や実質的に行動内容の変更を伴わない文言の変更など、専門的な判断を求めるものではなく学識経験者の意見聴取が必要ないと考えられる軽微な変更の場合には、意見聴取を省略することを可能としていただきたい。法改正が困難であれば、運用で対応できるよう通知等で明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な変更に係る手続きについては自治体における業務の負担軽減と効率化が図られるとともに、都道府県の判断により柔軟な対応が可能となるような見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

書面や電子メールでの意見聴取であっても、書類作成の事務負担や報酬の支払い等の経費負担が発生する場合がある。庁内の部局名変更や相談窓口の連絡先等の変更といった軽微な変更を含め一律に学識経験者への意見聴取を義務付けることに合理性はなく、コロナ対応に多忙な都道府県の負担軽減の観点から、軽微な変更の場合の意見聴取は省略可能とすべきではないか。

法第7条第9項の解釈として、軽微な変更の場合にまで意見聴取を義務付けていると解されるのであれば、軽微な変更の場合に係る適用除外規定を設けるなど、法改正により対応すべきではないか。

軽微な変更の場合には意見聴取を義務付けていないと解されるのであれば、その旨を都道府県に通知等により速やかに周知すべきではないか。

各府省からの第2次回答

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画（以下「都道府県行動計画」という。）の変更手続については、第1次回答のとおり、同計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、学識経験者への意見聴取の方法を柔軟に変更することは可能であり、ご指摘のような都道府県の負担はある程度解消されるものと考えている。
その上で、更に、都道府県の判断で、以下の運用を行うことは差し支えない旨を周知することにより、都道府県の負担の更なる解消を図ることとした。

- ・都道府県行動計画の変更のうち、実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更（部局名や電話番号等の変更）については、逐一、計画を変更するのではなく、実質的な内容の変更がある際にまとめて変更すること
- ・学識経験者に対し、軽微な変更の例を事前に示し、これらの変更について予め包括的に了承を得ておくことで、逐次の聴取を不要とすること

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【内閣官房】

(2)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31)

都道府県行動計画（7条）及び市町村行動計画（8条）（以下この事項において「計画」という。）の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に通知する。

- ・計画の変更(7条9項及び8条8項)について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際に一括して行うこととして差し支えないこと。
- ・計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取(7条3項及び8条7項)について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。
- ・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。

[措置済み(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)]